A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第1条の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第1条の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第1条の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、平成三十年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び平成三十年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の

［10・11　略］

A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、平成二十九年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び平成二十九年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の

［10・11　同上］